

毎週火、金曜日発行(但休日担当)は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三百三十三号

昭和三十六年度第二次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間は、昭和三十六年六月一日から同年七月十五日までと定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条の規定により告示する。

昭和三十六年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十四号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次
◇告示 昭和三十六年度第二次二等陸、海、空士の募集期間の告示
建設業者の登録

◇公告 国民健康保険法の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理
結核予防法の規定による医療機関の指定
生活保護法の規定による医療機関の指定
昭和三十六年度開拓農業協同組合事務合理化事業補助金交付要綱
家畜人工授精師の免許の授与等
豚の流行性脳炎予防注射等の実施
理容師、美容師試験合格者の発表
◇正誤 昭和三十六年五月十五日付け公告中訂正

登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要
鳥取県知事登録 (ハ)第五六〇号	昭三六、五、二九	大西組	気高郡青谷町山根四九九ノ一	大西 登	土木工事
第五六六号	久 五、一八	馬田建築	西伯郡大山町坊領二八九	馬田 達夫	建築工事

鳥取県告示第三百三十五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定によ

登録番号 登録年月日 名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要

鳥取県知事登録 (ハ)第七五〇号 昭三六、六、五 上村建設(株) 西伯郡名和町大字西坪四八二 上村 熊雄 土木工事

鳥取県告示第三百二十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第

一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十六年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名

所 在 地

法第三十七条
第五項による
都道府県名

同上受理年月日

湖山齒科医院	鳥取市湖山町茶屋四区	全国	昭和三十六年四月一日
竹内	新町四一	〃	〃
森	元鋳物師町	〃	二月一日
中村	倉吉市越殿町	〃	〃
田中	明治町一、〇二五	〃	〃
川西	岡田二一	〃	〃
熊野	西町二、六八二	〃	三十六年一月一日
諏訪部	瀬崎町二、七六〇	〃	三十五年十二月一日
田中	越中町	〃	〃
岡本	福山一三五	〃	〃
倉繁	魚町二、五一八	〃	〃
大月	上井町三二六ノ二	〃	〃
森本	明治町一、〇三二ノ七	〃	〃
松本	東町	〃	〃
樋口	新町二丁目二、三七七	〃	〃
富谷	河原町	〃	〃

灘尾齒科医院 米子市角盤町一丁目四二ノ二
 岸田 境港市京町四二
 増原 日野郡日野町根雨三四三
 〃 〃 〃 三十五年十一月二十一日
 〃 〃 〃 三十六年一月一日

鳥取県告示第三百三十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）

指定年月日	名称	所在地	管轄保健所
昭和三十六年五月十五日	宝意内科医院	米子市万能町一六番地	米子保健所

第二十六条の規定により告示する。

昭和三十六年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十

指定年月日	名称	所在地	診療科名	開設者名
昭和三十六年五月二十九日	真壁医院	米子市尾高町四六	内科、産婦人科	真壁 憲一

二条の規定により告示する。

昭和三十六年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百二十九号

昭和三十六年度開拓農業協同組合事務合理化事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十六年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度開拓農業協同組合事務合理化事業補助金交付要綱

（目的）

第一条 県は、開拓農業協同組合の事務の協同処理を促進し、その事務の合理化を図るため、開拓農業協同組合に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業及び補助事業者）

宝意内科医院

万能町一六

内科、小児科

宝意 武彦

第二条 前条に規定する補助金は、次の各号に掲げる事務を協同処理することを目的として合同事務所を設置する開拓農業協同組合に対し、交付するものとする。

- 一 組合財務整理及び会計に関する業務
- 二 組合の開拓事業の実施に関する調査及び報告
- 三 組合の資金の借入、貸付及び償還
- 四 関係組合の連絡及び必要な指導

（合同事務所の設置基準）

第三条 補助の対象となる合同事務所は、次の各号に定める基準により設置しなければならない。

- 一 合同事務所は、原則として市町村ごとに設置するものとし、その設置場所は、市町村役場又は地元総合農業協同組合の事務所内に定め、関係機関の指導援助の受け入れに備えること。
- 二 合同事務所を設置しようとするときは、関係開拓農業協同組合長が事務の範囲、処理方法、設置期日、

(第二号様式)

昭和36年度開拓農業協同組合事務合理化
事業収支予算書

1 収入

区分	予算額	算出基礎	摘要
県補助金	円		
組合負担金			
計			

2 支出

区分	予算額	算出基礎	摘要
	円		
計			

(第三号様式)

昭和 年 月 日
住所

氏名

(団体代表者氏名)

鳥取県知事

殿

昭和36年度開拓農業協同組合事務合理化

事業実績報告書

昭和 年 月 日鳥取県 第 号で補助

金交付決定通知があつた標記事業について事業を実施
したので規則第十八条の規定により報告します。

添付書類

- 1 事業実績
- 2 収支精算書

(注) この関係の様式はそれぞれ第一号様式第二号様
式に準ずるものとする。

ただし、事業計画書の(7)項の証明書(写)は添付
する必要はない。

鳥取県告示第三百四十号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十
六条及び第二十四条の規定により、次のとおり家畜人工
授精師の免許を与え、及び家畜人工授精所の開設を許可
した。

昭和三十六年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一家畜人工授精師免許の部

免許証 家畜人工授
番号 精師として
業務を行な
う家畜種類

住 所 氏 名

五四六 牛 八頭郡若桜町春米 前任 政行

一家畜人工授精所開設許可の部

許可番号 家畜人工授
精所の名称 住 所 氏 名

一五一 西伯郡法勝寺 西伯郡会見町 手間農業協同
市場管内種牡 天万 組合 組合長
牛組合 吉持 恒

鳥取県告示第三百四十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ
て豚の流行性脳炎予防注射、牛のピロプラズマ病検査及
びダニ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二
十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、豚並
びに牛の所有者に対して注射及び検査並びに駆除を受け
ることを命ずる。

昭和三十六年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚流行性脳炎並びにピロプラズマ病

予防及びダニ駆除のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚 繁殖用牝豚

牛 ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内の
ものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

二八 井原 妙子
計 二六名
二九 前田 孝子

正 誤

昭和三十六年五月十五日付け公告中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁段 行 誤 正
4 下 終りから 全部を受ける 全部の免除を受ける
6

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月極二二〇円(送料共)